【お知らせ】ＲＦＩ公告

情報提供の募集について

海上自衛隊では、令和５年度から海上自衛隊が保有する艦船用ガスタービン機関のオーバーホール等についてＰＢＬ契約（包括契約）による部外委託を想定して調達することを計画しており、下記のとおり情報提供を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和３年１０月１５日

防衛省海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課長

記

１　募集の目的

情報要求書（ＲＦＩ：Request For Information）に基づく企業からの情報提供により、ＰＢＬの仕様に関する妥当性について広く関連情報を収集することを目的としています。

＊ＰＢＬ（Performance Based Logistics）：装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約又は製造請負契約若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶもの。

２　対象装備品

　　海上自衛隊が保有する艦船に搭載されるＭ１Ａ－２５型及びＭ１Ａ－３５型主発電機

用ガスタービン機関

３　情報提供を希望する企業の要件

次の２件すべてを満たす企業

（１）第２項に示す装備品について、パワーセクションのオーバーホール、部品供給、艦内整備、計画外整備及び整備計画並びに技術支援に係る業務に関する知識及び技術があることを証明できる。

（２）防衛省との直接契約により、第２項に示す装備品に関するパワーセクションのオーバーホール、部品供給、一部艦内整備、計画外整備及び整備計画並びに技術支援に係る業務についてＰＢＬ契約ができる。

４　応募方法

情報提供を希望される企業は、令和３年１０月２９日（金）１２時までに別紙様式の情報提供希望申請書を第９項に示す担当窓口に提出してください。

５　募集後の流れ

情報提供を希望される企業に対しては、海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課から情報要求書（ＲＦＩ）を発出し、情報提供を求めます。

６　情報書の提出期限

情報要求書発出後から約２か月を予定しています。

７　情報提供書の取扱いに関する留意事項

（１）情報提供に要する費用は、貴社の負担です。

（２）提供された情報提供書は返却しません。

（３）貴社が提出された情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）による開示請求があった場合、海上自衛隊が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。貴社が防衛省以外に公開及び使用の制限を希望する者がある場合は、具体的内容及び妥当性のある理由を明記（様式随意）してください。

（４）情報提供書に対する質問および確認事項がある場合は、別途ご連絡いたします。

８　その他

ご提供いただいた情報は、契約業者を選定するための手続きに一切の影響を与えるものではありません。

９　担当窓口

海上幕僚監部装備計画部艦船・武器課機関班

担　当：安　岡

住　所：〒１６２－８８０３　東京都新宿区市谷本村町５－１

電　話：０３－３２６８－３１１１

内　線：５０８５４　ＦＡＸ　５０８２９

別紙様式

情報提供希望申請書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

所在地

会社名

代表者名

当社は、海上自衛隊の「情報提供の募集」（令和３年　月　　日）に基づく、下記の項目について要件を具備していますので、同公告の記載内容を承諾の上、情報提供することを希望します。

記

海上自衛隊が保有する艦船用ガスタービン機関のオーバーホール等に係る業務についてのＰＢＬ調達